

人と暮らしをまもるパートナー 東京法律事務所

東京法律事務所は新しい未来をひらく総合法律事務所です。

2011.5.20

NewS

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目2番地 伊藤ビル TEL03(3355)0611代表 FAX03(3357)5742

大震災で問われる日本の進路

- 憲法が行き渡る被災地支援と復旧・復興の道筋を

運営委員会議長 弁護士 加藤健次

3月11日の大震災から2か月余がたちました。被災地では、未だに多くの住民の方々が避難 生活を余儀なくされています。「人災」である福 島第一原発事故は、被害を一層深刻なものにして います。

未曾有の事態を前に、私たちは何をすればよい のか、何ができるのか、ともに考え、行動しまし ょう。

●「人間の復興」めざし、憲法25条を全ての被 災地に

被災地では、今なお多くの行方不明者の捜索が 続いています。避難所で生活せざるをえない方も まだ多く、健康状態の悪化も危惧されています。 政府の責任で、住居と十分な食事を確保し、被災 地の生活を一刻も早く改善することが求められて います。

被災地の復旧・復興をめぐって、これからの日本社会のあり方が問われています。

農業の大規模化やさらなる規制緩和、道州制の 導入など、構造改革を推し進めようとする議論も あります。しかし、これまでの構造改革路線は、 地域経済を破壊し、住民の生活基盤を破壊してき ました。政府の責任と公的支援で一人ひとりの生 活基盤の確立を最優先すること、そして、住民の 合意にもとづいてものごとを進めることこそが大 切ではないでしょうか。

復興の財源を消費税増税で賄おうとする議論もあります。しかし、これでは、生活の基盤の確立も、経済の復興も困難です。負担能力に応じた財源の確保、とりわけ大企業がため込んだ内部留保の活用が追求されるべきです。

大企業優先の構造改革路線から、一人ひとりの 住民と地域経済を大事にする路線への転換こそが 復興の要ではないでしょうか。

原子力発電の「安全神話」が破綻した中で、原 発政策・エネルギー政策の根本的な見直しを行う ことは避けて通れない問題となっています。

●労働者の権利をを守り、雇用を創り出そう

大震災の影響で、経済的な困難が広がっています。中小企業の倒産や労働者の解雇や雇い止めが急増しています。日本経団連は、「東日本大震災にかかる規制改革要望」の雇用・労働分野で、労働時間法制、労働条件の不利益変更、労働者派遣法の「緩和」や「弾力化」を求めています。しかし、震災を理由とした安易な解雇・雇い止めや労働条件の切り下げを許すことはできません。現行法規や厚生労働省の通達などを活用して、雇用と労働者の権利を守りましょう。

同時に、被災地での経済再建や医療・福祉・介護などの公共サービスの拡充によって、雇用を作

り出す運動も大切です。これは、被災地のみならず、全国的な雇用創出と経済の立て直しの方向に つながる可能性を持っています。

●「非常時」を口実にした憲法と民主主義の破壊 は許さない

最近、「新憲法制定議員同盟」が、憲法に「非 常事態規定」を入れるべきだなどといって、憲法 「改正」を主張しています。しかし、今変えなけ ればならないのは、憲法ではなく、個人の尊厳や 生存権を踏みにじってきた政治の方ではないでしょうか。

さらに、二大政党制がほころびをみせている中で、大連立の動きや衆議院の比例定数を削減して 少数意見を排除する動きも見られます。震災に対 して一丸となって取り組むことと、多様な意見の 存在を否定することとは、次元の違う問題です。

大震災への対応を口実にした憲法や民主主義の 破壊を許すことはできません。

東日本大震災の現場を歩いて

(2011年5月9日記) 弁護士 小 部 正 治

3月11日に東日本大震災が発生してから約2 ヶ月が経過しました。5月9日現在、死者1万5 千人、行方不明1万人、避難者12万人と被害は 継続しています。しかも福島第一原発の被害は、 現在進行形であり、今後いかなる事態が発生する か予断を許しません。

● 午後2時46分に私は

昨年10月に自由法曹団幹事長に就任した私は、当日午後2時から後楽園にある自由法曹団事務所で事務局会議を開催していました。JRも私鉄・地下鉄も止まり、帰宅は困難と思われ一時は泊まる覚悟で一杯やりました。しかし、深夜に動き出した路線もあり午前2時頃には西国分寺の自宅に戻れました。首都圏でも当日はもちろん翌日の午前中まで帰宅できなかった方が350万人といわれています。

● 漁港の街では

自由法曹団は東日本大震災対策本部を設置し、 その一環として、4月1日深夜から3日早朝まで 弾丸ツアー(0泊3日)で仙台・石巻・女川の避 難所等にて現地調査を行いました。石巻市や女川 町の市街地の中心部分のほとんどが津波によって 壊滅状況でした。同時に街の主力産業である漁業 も壊滅的な被害にあいました。漁に使用していた 船の9割が破壊され、養殖していた昆布や牡蛎が 筏ごと破壊され、港の岸壁が1メートルも地盤沈 下し、魚の保存等に必要な製氷工場が破壊され、 牡蛎を剥いたりする水産加工場も破壊されていま す。住宅等の再建とともに漁業の復興なくして、 街の復興はないと感じました。

同時に、個人や企業の自己責任に任せては到底 実現しないことと思いました。憲法25条(生存権)や13条(幸福追求権)を根拠にして、基本 的人権を保障するために国の責任による救済が絶 対に必要であると思います。

● 農業の街では

4月24日には、仙台市の隣の名取市に行きました。海沿いの市街地が跡形もなく破壊されたことはいうまでもありませんが、津波により海水とともに家屋や自動車を含む瓦礫が海岸線から奥深くまで押し寄せ、田畑が塩害の被害に遭っていました。また、高額のローンを組んで購入したトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機などもことごとく破壊された農家が多いといいます。海抜りメートル以下であるために未だに海水に浸かった

ままの地域が少なくなく、しかも海に排水していた揚水機がことごとく破壊されたことから、排水が完了する目処が立たない。同時に、海水に浸からなかった海岸から離れた地域でも、田植え準備やその他で水田に水を張れば、その下流に位置する海抜0メートル地帯にその水が流れていって、その地域の田をさらに浸水させる結果となるため、今年は耕作が禁止されたといいます。特に、5カ所の揚水施設が全て破壊されたために、その再建に100億円かかります。この揚水設備は土地改良区が所有するということなので、そこに国の税金が投入できるシステムを構築すべきであると思いました。

● 観光の街では

5月5日に福島県田村郡三春町の商工業者の方 々と懇談しました。ここは原発から30キロ圏外 にあるので、30キロ圏内から町ごと避難してき た方々も生活していました。三春町には著名な「滝 桜」があり、4月の開花期間中に30万人もの見 物客が来るはずだったのに、福島原発の影響で今 年は半分以下であったといわれています。観光客 を当てにして仕入れた商品、仕込んだ食品などが 全くカラぶりにおわった食品関係者、キャンセル が続き売り上げが大幅ダウンした旅館経営者。2 0キロ圏内の下請業者から部品を購入していた自 動車部品メーカーの経営者は下請業者の存続が気 に掛かるといい、東京電力に直ちに賠償してほし い、毎月の手当(収入)をしてくれないと自分た ちが倒れてしまいそうと話しています。4月28 日に提示された「第1次指針」では30キロ圏外 の損害に関しては全く触れず後回しにされていま す。請求するという権利を積極的に行使すること が重要と指摘してきました。原発の被害に関して は、東電による「人災」であり無過失責任が法律 で定められていますが、だからといって、自動的 に救済・保障されることはあり得ないでしょう。

● 国の責務が問われています

漁業の街や農業の街で人々が被った被害は、今 年中に解決するものではありません。養殖漁業で は稚貝などが商品になるには3年間の期間が必要 です。塩害にあった田圃は揚水機を整備して排水 した上で塩害対策をしても3年は売りものになる 米は取れないでしょう。福島第1原発に関しては、 いまのところ、20キロ圏内に戻って生活できる 当てもありませんし、浜通りだけでなく中通りや 会津地方まで福島県全体に相当な長期間さまざま な被害が継続するでしょう。この3年ないしそれ 以上の期間の収入(生活費)を誰がどの様に保障 するのか。生存権や幸福追求権などの基本的人権 を現実のものにするために、国の責務が問われて いるのです。日本という国が誰のために存在して いるのか、私たちはきちんと正面から向き合う必 要があると思います。

● 原発の流れを変える必要があります

「安全神話」は、東京電力・財界・政権党など が財力にものを言わせて自治体やマスコミを懐柔 ・抱き込み、意図的に形成されたものであること が暴かれつつあります。同時に、「コストが安く、 安全で、環境にも良い」との宣伝文句に科学的な 根拠がなかったことも明白になりました。原発作 業員にとどまらず、多くの国民が「被爆者」にな っています。何時解決するかも誰も判りません。 実は、「原子力の平和利用」を口実に核武装の準 備をしてきた側面も否定できません。もはや、コ ントロール不能な原子力に依存することは許され ません。極めて危険な浜岡原発は永久的に廃炉に すべきですし、いずれは、全ての原発の運転を停 止させ、自然エネルギー政策への転換をめざすべ きです。既に、日本弁護士連合会もその趣旨の宣 言を発表しています。詳細は、下記HPをご覧く ださい。

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/11 0506.pdf

震災と労働相談Q&A

Q 1 私の会社は千葉にあり、工場が地震と液状化で半壊し未だに操業停止となっています。(1)賃金 や休業手当はもらえないのでしょうか。また、(2)退職しないと雇用保険から失業給付をもらえない のでしょうか。

A(1) 労基法26条は使用者の責めに帰すべき事由により休業する場合には平均賃金の6割の休業手当の支払いを義務付けています。しかし、今回の地震により直接に被災をうけ工場が休業してしまった場合には天災という不可抗力となります。ですから、「使用者の責めに帰すべき事由」にはあたらないので労基法26条の休業手当支給をしなくても労基法違反になりません。

ただ、賃金については、就業規則等で会社の休業や欠勤にかかわらず毎月月給を支払うとされ、 天災などの不可抗力の場合でも月給を払うという定めになっている場合には、使用者は給料を支払 わなければなりません。 (弁護士 本 田 伊 孝)

【参考】厚生労働省HP

東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&A(第3版)

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r9852000001amdb.pdf

A(2) 雇用保険失業給付の特例措置が実施されており、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ賃金を受けることができない状態にある労働者については、実際に退職していなくとも雇用保険の失業給付(基本手当)が支給されます。この場合には、ハローワークに、会社(事業主)の休業証明書を提出することや、休業票を持参する必要があります。このような休業票が入手できない場合でもハローワークに相談して下さい。

また、この雇用保険の失業給付をもらうには、雇用保険期間が6ヶ月以上あることなどの要件が必要となります。ただし、事業主が雇用保険料を支払っていなくとも労働者には雇用保険を受け取る権利がありますから、あきらめずにハローワークで相談して下さい。

ただし、特例措置の適用を受けると、後に事業が再開されて復職しても、雇用保険の掛け金日数をゼロから始めることになりますので、注意が必要となります。 (弁護士 本 田 伊 孝)

【参考】厚生労働省HP

平成23年度東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険失業給付の特例措置に関するQ&A http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001apoc-img/2r9852000001ba57.pdf

- Q2 地震のために東北地方の工場から部品が入手できないとして、私が勤務する東京の工場が休業となりました。東京工場は震災等で直接の被害を受けていません。この場合に賃金や休業手当は支払われるのでしょうか。
- A この場合には、会社は原則として賃金を100%支払わなければなりません。東北地方の工場から部品が納入できないというだけでは、使用者は賃金支払義務を免れません。例外的に使用者が十分な努力しても部品が入手できないという事情がある場合に限り、賃金を支払わなくても良いこと

になります。

賃金を支払わなくても良い場合であっても、休業手当は原則として支払わなければなりません。 他工場から部品の仕入れや代替品の購入など使用者が可能な限りの最大限の努力を尽くしても休業 せざるを得ないという例外的な場合に限り、使用者が休業手当を支払わなくとも労基法違反となり ません。Q1も参照して下さい。 (弁護士 本 田 伊 孝)

- Q3 私の会社は地震や津波の直接的被害を受けませんでしたが、顧客が激減し、また原料や部品も入手できず、事業を一部休業したり縮小しています。このような中小企業への救済策で活用できるものはありますか。
- A 厚生労働省は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により事業活動を縮小せざるをえなくなった事業主に、労働者の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合には、休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成するとしています。これには計画停電により、事業活動を縮小していれば対象となります。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域の事業場では、*事業活動を縮小していれば対象となります。さらに、特例の拡充により栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法の適用を受けた地域も対象となりました。また、上記地域に所在する事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業所及び計画停電の実施地域に所在し、計画停電により*事業活動が縮小した事業所の事業主についても、特例(遡及適用を除く。)の対象となる事業主として取り扱うこととなりました。

*対象となる事業活動の縮小の程度等についてはハローワークにお問い合わせ下さい。

【参考】厚生労働省HP

(弁護士 本 田 伊 孝)

東日本大震災に伴う雇用調整助成金の活用Q&A

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411_qa.pdf

東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の拡充について

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017zyd-img/2r98520000018bau.pdf

- Q 4 私は派遣労働者ですが、派遣先が地震により事業活動を中止しているために、派遣先で仕事ができません。この場合に給料はもらえますか。
- A 派遣労働者は、派遣元(派遣会社)に雇用されている者ですから、派遣元が派遣労働者に給料を支払わなければならないのが原則です。派遣先が地震で被災を受けて事業活動を休止・停止していても、派遣会社は派遣労働者に給料を支払い、また他の派遣先を紹介する責任があります。ただし、例外的に広域災害のために他の派遣先を紹介することが著しく困難である場合には賃金を払わなくても労基法違反となりません。休業手当との関係はQ1とQ2も参照して下さい。

この場合には派遣労働者もQ1(2)の雇用保険の特例措置により失業手当の支給を受けることができます。なお、派遣先が激甚災害地域であれば、この特例措置を受けられます。

【参考】厚生労働省HP

(弁護士 本 田 伊 孝)

東日本大震災に伴う派遣労働に関する労働相談Q&A

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/shinsai0418.pdf

- Q5 私が勤務している会社は東京にありますが、東北地方の大震災により部品の調達が難しくなり、また景気の見通しも悪いので事業を縮小するとして、1年の有期労働契約を締結・更新して5年以上働いてきた労働者全員を5月末で雇い止めをすると発表しました。また、正社員も10名を解雇すると言います。これは大震災のためですから、仕方がないのでしょうか。
- A 「未曾有の大震災だから仕方ない」といって簡単にあきらめてしまってはいけません。

労働契約法第16条は、合理的な理由のない解雇を禁じています。そして、会社の都合による解雇が有効とされるにはいわゆる整理解雇の4要件を満たさなければなりません。4要件とは、①解雇するような事業上の必要性があるか ②解雇を回避するための努力を使用者が尽くしたか ③解雇される人員の選定基準は合理的か ④本人あるいは労働組合との間で説明協議の機会を尽くしたか、の4つです。このケースの場合、部品の調達が難しく、景気の見通しも悪いという事由が、会社の経営上、解雇するほどの事業上の必要性にどの程度影響しているのか、がまず問題となります。単に部品が入りづらい、景気の見通しが悪いというだけでは、事業上の必要性を考慮するための要素としては抽象的に過ぎます。いずれにしても労働者との十分な協議を尽くさないまま解雇することは許されません。

期間の定めのある労働者についても、判例上、解雇規制の法理が類推適用される場合があります。 実質において期間の定めのない労働契約と異ならない状態にあるものや、契約更新に対する合理的 期待があるものについては、解雇と同様に理由のない雇い止めを許さないとする考え方です。この 考え方は、人員整理型の雇い止め事案の場合にも適用されます(三洋電機事件大阪地裁平成3年10 月22日判決など)。本件の場合、1年以上の契約を更新して5年以上働いているということですか ら、少なくとも更新に合理的期待がある場合と考えて良いでしょう。したがって、上記の整理解雇 の4要件にしたがった検討が必要とされます。 (弁護士 笹 山 尚 人)

- Q6 私の会社の主要取引先は東北にあるのですが、今回の震災で大きな被害を受け取引停止となった ため会社の資金繰りがつかないということで、5月給与分から当面の間、全社員の給与を給与額に 応じ20%~50%引き下げると発表がありました。引き下げの期間はどの程度になるか見通しが つかないといいます。連鎖倒産を避けるためですから、仕方がないのでしょうか。
- A 賃金の減額については、まず、労使の合意で行うことが大原則です。労働者側が同意してもいないのに、会社の側で一方的に引き下げを強行することは認められません。本件ではまず、本当に20~50%も給与を減額しなければならない必要性があるかどうかを、厳密に検討しなければなりません。賃下げは労働者に大きな不利益ですから、必要性・減額幅・減額の期間等詳細な検討がもとめられます。

会社が就業規則の不利益変更を通じて賃金の引き下げを行う場合は、労働契約法第9条、第10 条の定めに照らして検討することが必要です。

労働契約法第9条は、就業規則を変更することにより、労働契約の内容である労働条件を不利益に変更することはできないことを定めています。ただし第10条では、「変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が労働者が受ける不利益の程度、労働条件変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき」は、例外的に変更後の就業規則に拘束力があることを定めています。いずれにせよ労使間で十分な協議を尽くすことが大前提です。

(弁護士 笹 山 尚 人)

- Q7 私の会社の同僚は3月11日東北地方に出張中被災し、幸いにして怪我なく戻ってきたのですが、 被災後1月ほど経ってからパニック障害と診断され、現在治療中です。地震のニュースを目にする 度めまいや吐き気がするとのことで、会社も休みがちです。このままでは解雇といわれています。 何とかしてあげたいのですが、良い方法はないでしょうか?
- A まず、労働災害保険制度による救済が考えられます。労働災害は、労働者が業務上の事由によって疾病に罹患した場合には、治療あるいは治療費の支給、休業の補償などを行う制度です。業務上に該当するためには、①労働者が労働契約に基づき使用者の支配下にあること(業務遂行性)、②使用者の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験法則上認められること(業務起因性)、によって判断されています。本件の場合、①②とも認められると考えられます。労働災害保険が適用されれば、休職していても、業務上の傷病による休業期間及びその後の30日間は解雇できないので(労働基準法第19条)、雇用も守ることが出来ます。

就業規則の定めに基づき、休職をして、療養に努めてもらい、病気の治癒、あるいは軽快を得て、その後職場復帰をしてもらうようにするのにも、職場のバックアップが必要です。心の病のため職場を離れた労働者を職場に戻す際の職場のあり方については、厚生労働省が定めたガイドラインがあるので参考にするといいでしょう(2004年10月14日、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」)。

(弁護士 笹 山 尚 人)

市民のための法律家が危ない!

現在、法曹実務家となる前の司法修習生は、修習に専念する義務が課されて兼業が禁じられ、代わりに国家公務員に準じて給与が支給されています。これを廃止して生活資金は貸与にするという貸与制への変更が今年の11月にもされようとしています。(詳しくはwebで→ http://www.beginners-net.com)

しかし、修習を義務づけ兼業を禁じておいて給 与を払わないというのは、ただ働きをさせるのも 同じで理不尽なことです。また、給費制が廃止に なれば、よほどの資産家でないかぎり借金漬けで 実務家になることになりますが、返済のための稼 ぎに追われたのでは皆様と共に労働者の地位向 上、人権擁護の活動に取り組む人、すなわち私た ちの新しい仲間が激減しかねません。こんな理不 尽な給費制廃止をくい止めるために、同封の署名 にどうぞご協力をお願いします。送り先は当事務 所宛で結構です。

国民の声を国会から排除する 国会議員定数の削減を許すな!

現在国政では、震災からの復興や原発対策が中心的課題となっています。その中で、見過ごすことが出来ないのは、TPPや地域主権改革、消費税増税など、この機会に一気に構造改革を進めようという動きです。国会議員定数の削減についても、具体化に向けた動きが進んでいます。

震災前、参議院の定数不均衡について相次いだ 高裁の違憲判決を契機として、民主党の参院選挙 制度改革チームは、5月中に参院の選挙制度改革 案をまとめるとしました。そこでは議員定数の削減も盛り込まれる見通しです。また、衆議院の「一 人別枠方式」について3月に最高裁が違憲と判断 したことへの対応として、民主党は選挙制度改革 についての党内の意見集約を進めていますが、そ の中で衆議院の比例定数80削減の方針を改めて 確認するとしています。1票の投票価値の格差を 断罪されたことを逆に利用し、定数削減がなし崩 し的に行われようとしています。

大震災という未曾有の国難が、この議員定数削減の流れを強くする方向に働く可能性は否定できません。民主党は、震災を契機に自民党との大連立を構想し、また大手メディアもそれを後押しし

ました。結局実現しませんでしたが、今後も大連 立が模索されると思われます。安定した強い政権 による復興を望む世論が一定あるのは否めませ ん。こうした流れと、「議員は無駄」論があいま って、議員定数削減が一気に進む危険は高まって います。

2大政党が政治を牛耳る結果となる議員定数削減は、多様な民意が反映されない翼賛的な議会を生むものであり、権力者にとってのみ都合のよいものです。少数政党は排除され、民主主義は後退します。大政党の利権による原発推進が、計り知れない損害を国民に与えて続けている現在の結果を見れば、この問題が国民の命と健康に関わるものであることは明らかではないでしょうか。

当事務所では定数削減の問題点を明らかにした タブロイドを作成し、また、自由法曹団でも、リ ーフレットを作成し、宣伝・普及に努めています。 各地で学習会が行われ、15を超える地方議会で 比例定数削減に反対する意見書が採択されるに至 りました。草の根の運動が一層重要になってきて います。

【当事務所からのお願い】

- 1 当事務所が作成した同封のタブロイド「私たちは、比例定数の削減に反対です」をご活用ください。送料のみのご負担で無料でお分けしています。
 - 併せて、自由法曹団作成のリーフレット「弁護士の直言・・・国民目線で選挙制度を考えよう」 もご活用ください(一部15円)。
- 2 当事務所の弁護士坂本修が小沢隆一先生、上脇博之先生と共著でブックレット「国会議員定数 削減と私たちの選択」を出版しました。ぜひご購入ください。
- 3 6月9日、18時半から中野ZEROホールにて、比例定数削減に反対する1400人規模の大集会を 予定しています。定数削減問題の情勢や各地での取り組みを交流し、民意を反映する選挙制度の 実現に向けて力を合わせていく機会としたいと考えておりますので、ぜひご参加下さい。